

## 学校におけるフッ化物洗口支援事業について

### 1 事業概要

市立小・中学校の児童生徒のむし歯予防及び健康意識の向上を図るため、本年10月から県が実施する「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用し、市立小・中学校の小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒に対し、学校における集団フッ化物洗口を令和6年10月から実施するもので、その全額を公費負担する。

実施方法は、希釈のいらぬ溶液タイプの洗口液を用いた週1回法とし、令和6年度については、令和7年3月まで20回の実施を予定している。

### 2 事業実施の背景

青森県は、子どものむし歯の有病者が高く、12歳児の永久歯の1人当たりの平均むし歯数は全国ワーストレベルの状況にあります。

市では、健康教育の推進のため、本市小・中学校における集団フッ化物洗口の実施についてこれまでも検討を重ねてきたところであり、集団でのフッ化物洗口を家庭及び関係機関等と連携し学校において行うことにより、むし歯予防に高い効果が見込まれるとともに、保健指導や健康診断等の学校教育活動と関連させて進めていくことで、より一層健康教育の充実が図られると判断したことから、実施することとしたものである。

### 3 事業の対象者及び公費負担額等

#### (1) 対象者

市立小・中学校の小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒（希望者のみ対象）

【参考】令和6年5月1日現在 小学校 11,363人

中学校 6,193人 計 17,556人

#### (2) 事業費（令和6年度予算額）

14,169,000円

【洗口液、備品（ポンプ・紙コップ・ティッシュ・ゴミ袋・かご）】

### 4 実施スケジュール

7月	小・中学校長会への説明 青森市歯科医師会への説明
8月	実行委員会開催（8/7） 保護者説明資料配付・希望調査の実施（※保護者配付用チラシ参照）
9月	実施準備（各校へ洗口液等を配置）
10月	各校での実施

### 5 実施手順例

(1)

洗口液  
の準備

- ・保管場所から洗口液を取り出し、出納簿に記録します。
- ・必要な物品を揃えます。（洗口液・ポンプ・紙コップ・ティッシュ・ゴミ袋・かご）

担当者



(2)

物品の  
運搬

- ・保健室などに物品を取りに行きます。
- ・実施場所へ物品を運びます。

保健係等



(3)

#### ① 教室で学級毎に実施する場合

洗口



- ・紙コップに10mlずつ洗口液を注ぎ、ティッシュペーパー1～2枚とあわせて配ります。
  - ※1プッシュで何ml出るかを確認しておきます。
  - ※児童生徒が自分で注いだり、当番制にしたりすることも可能です。
- ・全員に洗口液がいきわたったら、合図で一斉に口に含み、教職員の指導の下で30秒～1分間、すべての歯にとどくようにブクブクうがいをします。
  - ※誤飲が心配な場合は、できるだけ下を向いて洗口を行うなど、姿勢に注意します。
- ・紙コップに洗口液を吐き出し、口元をふいたティッシュを紙コップに入れてゴミ袋に捨てます。
- ・洗口後30分間は、うがいや飲食を控えます。

#### ② 玄関前廊下等で登校時に実施する場合

- ・紙コップに10mlずつ洗口液を注ぎ、配ります。
  - ※1プッシュで何ml出るかを確認しておきます。
  - ※児童生徒が自分で注いだりすることも可能です。
- ・その場で口に含み、歩きながら30秒～1分間、すべての歯にとどくようにブクブクうがいをし、水飲み場で吐き出します。
- ・紙コップは、水飲み場に用意したゴミ箱に捨てます。
- ・洗口後30分間は、うがいや飲食を控えます。

児童生徒・教職員



(4)

洗口液  
の返却

- ・物品を保健室へ返し、ゴミ袋を所定の場所に捨てます。
- ・物品を所定の場所に収めます。

保健係等



(5)

片付け  
保管

- ・洗口液の使用状況等を確認します。
- ・保管場所に物品を片付けます。

担当者

